

(4) 建築物飲料水水質検査業

物的要件	人的要件〈水質検査実施者〉
<ul style="list-style-type: none">・ 高圧蒸気滅菌器及び恒温器・ 乾燥器・ フレームレス—原子吸光光度計、誘導結合プラズマ発光分光分析装置又は誘導結合プラズマ—質量分析装置・ イオンクロマトグラフ・ 全有機炭素定量装置・ 分光光度計又は光電光度計・ pH 計・ ガスクロマトグラフ—質量分析計・ 電子天びん又は化学天びん	<ul style="list-style-type: none">・ 学校教育法に基づく大学等において理学等の課程を修めて卒業した後、1年以上の実務経験を有する者・ 衛生検査技師又は臨床検査技師であって、1年以上の実務経験を有する者・ 学校教育法に基づく短期大学または高等専門学校において生物学または工業化学の課程を修めて卒業した後、2年以上の実務経験を有する者・ 上記と同等以上の知識、技能を有すると認められる次の者<ul style="list-style-type: none">①技術士（衛生工学部門又は水道部門に限る）②学校教育法に基づく大学、短期大学または高等専門学校、旧大学令に基づく大学又は旧専門学校令に基づく専門学校以外の学校において所要の課程を修めて卒業した後、所要の実務経験を有する者

その他の要件 一部「平成 14 年 3 月 26 日 厚生労働省告示第 117 号（118 号一部改正）」より抜粋

水質検査を適確に行うことのできる検査室を有すること。

「水質検査を的確に行うことができる検査室」は、基本的に以下の要件を満たすものとする。

- ・ 実験台、流し台、作業台、測定台及び薬品戸棚の配置が、水質検査実施者の作業にふさわしい配置となっていること。
- ・ 実験台等の上の機械器具の配置に余裕があり、使用しやすい配置となっていること。
- ・ ドラフトチャンバーが設置されていること。
- ・ 必要な換気扇、水栓、ガス栓及びコンセントが設けられていること。
- ・ 細菌学的検査を行う場所と理化学的検査を行う場所は区別されていることが望ましいこと。
- ・ 天びん台など必要な部分に防震装置が施されていること。

水質検査及び水質検査に用いる機械器具その他の設備の維持管理の方法が、次のいずれにも該当すること。

- 1 水質基準に関する省令（平成 15 年厚生労働省令第 101 号）の表の上欄に掲げる事項について水質検査を行う場合は、同令に規定する厚生労働大臣が定める方法により行うこと。
- 2 水質検査は試料の採取後速やかに行うこととし、試料を保存する場合は、試料の水質が変化しないよう冷暗所に保存すること。
- 3 水質検査の結果を 5 年間保存すること。
- 4 水質検査に用いる試薬及び標準物質は、施錠できる保管庫等に保管すること。
- 5 水質検査に用いる機械器具その他の設備について、定期に点検し、必要に応じ、整備又は修理を行うこと。また、使用する機械器具その他の設備の点検等の記録を、機械器具その他の設備ごとに整理して保管すること。
- 6 水質検査及び水質検査に用いる機械器具その他の設備の維持管理は、原則として自ら実施すること。これらの業務を他の者に委託する場合は、あらかじめ、委託を受ける者の氏名（法人にあつては、名称）、委託する業務の範囲及び業務を委託する期間を建築物維持管理権原者に通知するとともに、受託者から業務の実施状況について報告を受けること等により、受託者の業務の方法が 1、2、4 及び 5 に掲げる要件を満たしていることを常時把握することとし、委託する場合にあつても、検査結果の保存は自ら実施すること。
- 7 建築物維持管理権原者又は建築物環境衛生管理技術者からの水質検査及び水質検査に用いる機械器具その他の設備の維持管理に係る苦情及び緊急の連絡に対して、迅速に対応できる体制を整備しておくこと。

留意事項：作業実施方法等の書面（様式5-1）の作業手順には、次の内容を含めること。

- ・水質検査の方法（試料の採水及び保存に関する事項を含む。）
- ・試薬及び標準物質の保管方法
- ・検査室の整理及び清掃の方法並びに管理責任者の氏名
- ・機械器具の点検等の方法並びにこれらの記録の保管方法
- ・測定結果報告作成の手順並びに測定結果の保存方法及び保存責任者の氏名

※ 水質検査実施者については次のいずれかの書類を添付すること

資格の種類	提出する書類
学校教育法に基づく大学等※ ¹ において理学等の課程※ ² を修めて卒業した後、1年以上の実務経験を有する者	卒業証明書、実務従事証明書
衛生検査技師※ ³ 又は臨床検査技師であって、1年以上の実務経験を有する者	衛生検査技師免許証又は臨床検査技師免許証の写し、実務従事証明書
学校教育法に基づく短期大学または高等専門学校において生物学または工業化学の課程を修めて卒業した後、2年以上の実務経験を有する者	卒業証明書、実務従事証明書
上記と同等以上の知識、技能を有すると認められる者	
・技術士（衛生工学部門又は水道部門に限る）※ ⁴	技術師登録証の写し
・学校教育法に基づく大学、短期大学または高等専門学校、旧大学令に基づく大学又は旧専門学校令に基づく専門学校以外の学校において所要の課程を修めて卒業した後、所要の実務経験を有する者	卒業証明書、実務従事証明書

※¹ 学校教育法に基づく大学（短期大学を除く。）、旧大学令に基づく大学又は旧専門学校令に基づく専門学校

※² 理学、医学、歯学、薬学、保健学、衛生学、工学、農学もしくは獣医学の課程又はこれに相当する課程

※³ 臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律の一部を改正する法律（平成17年法律第39号）附則第3条第1項に規定する者

※⁴ 技術士法第2条に規定する技術士